

## 懲戒処分書

事務所 兵庫県三木市末広1丁目12番17号  
司法書士 芝博美

上記の者に対し、次のとおり処分する。

### 主 文

司法書士法第47条第2号の規定により、令和2年7月16日から起算して、3か月の業務の停止に処する。

### 処分の事実及び理由

#### 第1 処分の事実

当局の調査、兵庫県司法書士会の調査及び司法書士芝博美(以下「被処分者」という。)の供述によれば、以下の事実が認められる。

- 1 被処分者は、兵庫県司法書士会に司法書士の登録(平成24年4月23日兵庫第1809号)を受け、上記肩書事務所において司法書士業務を行っている者である。
- 2 被処分者は、平成30年8月30日から令和元年6月24日までの間、合計9回にわたり、受託した不動産取引について、補助者に立ち合わせ、依頼者の本人確認及び登記申請意思確認を自ら行うことなく補助者に行わせた。
- 3 被処分者は、受託した不動産取引について、令和元年7月14日、依頼者の本人確認及び登記申請意思確認を自ら行うことなく補助者に行わせた。

#### 第2 処分の理由

- 1 上記の事実は、兵庫県司法書士会及び当局の調査等から明らかであり、その行為は、司法書士法第2条(職責)、同法第23条(会則の遵守義務)、司法書士法施行規則第24条(他人による業務取扱いの禁止)、兵庫県司法書士会会則第87条(品位の保持等)、同会則第99条の2第1項(依頼者等の本人確認等)、同会則第106条(会則等の遵守義務)及び同会則第109条第1項(補助者等の使用責任)の各規定に違反する。
- 2 被処分者の行為は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実に業務を行い、また、国民の権利の保護に寄与すべき職務を有する司法書士としての自覚を欠き、司法書士に対する国民の信頼を失墜させるものであって、その責任は極めて重大である。

よって、司法書士法第47条第2号の規定により、被処分者を主文のとおり処分する。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に法務大臣に対して審査請求をすることができる。

おって、この処分につき、取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になる。）提起しなければならない（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。）。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内、又は当該裁決の日の翌日から起算して1年以内に提起しなければならない。

令和2年7月16日

神戸地方法務局長 石 打 正 己